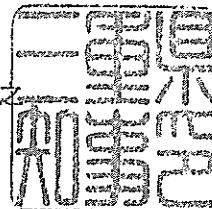


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1
 氏 名 J & T環境株式会社
 代表取締役 長谷場 洋之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 令和 2年 2月21日
 許可の有効年月日 令和 7年 1月17日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隸化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペニンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、有機隸化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害アルカリ(水銀又はその化合物、有機隸化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオペニンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、廃ボリ塩化ビフェニル等(低濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、ボリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、特定有害廃石綿等 以上91種類

※低濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物とは、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」
 (平成18年7月26日環境省告示第98号) 第2項第1号から第3号までに掲げる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物のことをいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 1月18日	新規許可	平成22年 1月18日	更新許可
平成18年 1月23日	変更許可	平成22年 5月12日	変更許可
平成19年 2月 1日	変更許可	平成27年 2月 2日	更新許可
平成20年 7月31日	変更許可	平成28年 8月25日	変更許可
平成20年 9月30日	変更許可	令和 6年 4月15日	代表者の変更届による書換
平成21年 2月12日	変更許可		

5. 積替え許可の有無

市名 一

無

許可番号

一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有